

工業技術支援アドバイザー派遣事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人広島市産業振興センター（以下「センター」という。）が実施する「工業技術支援アドバイザー派遣事業」（以下「事業」という。）について必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 広島広域都市圏内の中小企業等が技術的課題や問題点に直面した場合に、専門的知識や技術を持つアドバイザーを派遣して専門的な指導を実施することにより、中小企業等の技術力の強化を支援する。

(派遣対象)

第3条 派遣の対象は、原則として広島市内に事業所又は工場を有する中小企業及び市内に事務所を有する中小企業団体とする。

2 前項の規定に関わらず、次の者は派遣の対象とすることができない。

- (1) 広島市暴力団排除条例(以下「暴力団排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 第1項の規定に関わらず、派遣申込みの内容が暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるときは、派遣しないことができる。

(派遣の申込み)

第4条 アドバイザーの派遣を希望する企業及び団体は、「アドバイザー派遣申込書」（様式1）をセンターに提出する。

(アドバイザーの派遣)

第5条 センターは、前条に規定する申込書の提出のあった者のうちから、適当と認められる者に対し、アドバイザーを派遣する。

2 アドバイザーの派遣回数は、年度内に1企業又は1団体当たり3回までとする。

3 年度内2回目及び3回目の実施に当たっては、原則として、センター内に設置する「工業技術支援アドバイザー登録・派遣審査委員会」（以下、「登録・派遣審査委員会」という。）において認めたものに限る。ただし、継続した課題の場合に限り、2回目の派遣に関する登録・派遣審査委員会の承認を免除することができる。

4 アドバイザーの指導時間は、原則として1回につき2時間以内とする。ただし、必要があれば4時間までの延長は認められる。

(報告書の提出)

第6条 アドバイザーは、派遣終了後遅滞なく、「指導報告書」（様式2）を理事長に提出する。

(アドバイザーの登録)

第7条 アドバイザーは、次に掲げる者のうち、各業界団体やセンター職員等の推薦を受けた者を対象とする。

- (1) 中小企業診断士
- (2) 技術士
- (3) 情報処理技術者
- (4) 大学教員

- (5) 弁理士
 - (6) 工学博士
 - (7) その他工業技術に関する能力・経験を有する者
- 2 前項の推薦を受け、アドバイザーの登録を受けようとする者は、「アドバイザー登録申込書」(様式3)をセンターに提出するものとする。
 - 3 アドバイザーの登録を受けようとする者及びアドバイザー登録者の審査は、第5条第3項の「登録・派遣審査委員会」において行うものとする。
 - 4 センターは、登録・派遣審査委員会においてアドバイザー登録を決定した者に対し、アドバイザーの登録を行うものとする。
 - 5 アドバイザー登録の期間は、登録日からその登録日が属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。この場合、「アドバイザー登録申込書」の提出を省略できる。
 - 6 センターは、登録を決定した者に対し、様式4により登録決定の通知及び事業への協力依頼を行う。再任の場合は、様式5により通知を行う。
 - 7 アドバイザー登録者が次のいずれかに該当すると登録・派遣審査委員会が認めた場合、センターはアドバイザー登録の取消しを行うことができる。
 - (1) 職務上知り得た秘密を他に漏らしたとき。
 - (2) 職務の執行を怠ったとき。
 - (3) アドバイザーとして不適当な行為をしたとき。
 - (4) 登録を継続しようとする年度よりさかのぼって5年間(登録初年度は登録日より年度末までを1年間とする)に、1度も企業への派遣を依頼していないとき。
 - (5) 心身の故障などの理由により、職務を全うできないとき。
 - (6) 辞任の申し出があったとき。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。